

TSCより会員様へお知らせ！

2019年4月1日から『働き方改革関連法案』が順次施行!!
就業規則の作成・変更をお早目の対応が必要です！

TSCでは、このたびの働き方改革法案を踏まえて、
就業規則、諸規定の作成およびメンテナンスについて、
ご提案ならびに作成をさせていただいております。
また、制度化するにあたってのご相談等についてもこの機会に、
お気軽にご相談をお待ちしております！



就業規則作成等は
TSCにお任せください!
会員様特別価格
にて承ります!

主な改正ポイント

①施行:2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要となります。

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を取得させる必要があります。

②施行:2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます!

月45時間、年360時間を原則! ※建設事業・自動車運転の業務は、2024年4月1日～

③施行:2019年4月1日～ ※中小企業は、2023年4月1日～

月60時間を超える残業について割増賃金率が上げられます!

④施行:2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

「勤務間インターバル」制度が導入されます!

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息时间(インターバル)を確保する仕組みです。

⑤施行:2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

「フレックスタイム制」が拡充されます!

労働時間の清算期間が1カ月→3カ月へ改正されます。

⑥施行:2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

ホームページの会員様コーナー

※各改正の要点をわかりやすく解説しました動画(収録時間約5分)を順次配信しております。
下記へアクセスしてご覧ください。



CACビジネスセミナーのご案内/Webセミナー

<http://www.cacgr.co.jp/kain/semina/semina.html>

(会員様コーナーユーザー名、パスワードはポケットプレス裏面に記載しております。)



ログインページ

■下記TSCまでお気軽にお問合せ下さい。



労働保険事務組合TSC
一般社団法人TSC
社会保険労務士法人TSC



お問い合わせ



TEL:0120-1965-22



jimu@cacgr.co.jp

<http://www.cacgr.co.jp/>

(ホームページのお問い合わせメールフォームからも承ります)